

要件	持家 [*] としての住宅、増改築等 [*] 持家とは登記簿上、所有名義があることをいいます。
新築・購入	<p>① 床面積50㎡以上であること。ただし、新築住宅または建築後使用されたことのない住宅を取得した場合で、次のいずれかであるときは、床面積が40㎡以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅 ●令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等 認定住宅等…認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅 <p>② 中古住宅の場合、昭和57年1月1日以降に建築された住宅であること。(耐震構造である場合、築年数による制限はありません。)</p> <p>③ 取得した住宅の所在地が住民票の住所に一致すること</p> <p>④ 取得する住宅に居住用以外の部分がある場合には居住用部分の床面積が全体の1/2以上であること</p>
増改築等 (増築、改築、大規模な修繕・模様替、マンションの一戸のリフォーム、一室単位のリフォーム)	<p>① 工事に要する費用が75万円を超えること</p> <p>② 工事のうちにその者の居住用以外の部分がある場合には居住用部分の床面積が建物全体の床面積の1/2以上であること。また、居住用部分の工事費用が全工事費用の1/2以上であること</p> <p>③ 工事後の床面積が50㎡以上であること</p> <p>④ 工事をした住宅の所在地が住民票の住所に一致すること</p>

(注) 「大規模な修繕・模様替」とは、建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替です。「マンションの一戸のリフォーム」とは床、階段、間仕切壁、壁の過半について行う一定の内容の修繕又は模様替です。「一室単位のリフォーム」とは、居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関、廊下の床又は壁の全部についての修繕又は模様替です。したがって、予定されている工事内容が該当するか否かを必ず事前に建築事務所等でご確認ください。提出書類で上記の要件が満たされていない場合には、非課税で払戻ができないこともありますので、お気をつけください。

(注) 土地の購入費用は対象外です。 (注) 中古住宅を土地と併せて購入される場合は、必ず事前に取扱金融機関へご相談ください。

(注) 共有名義の場合、払い出せる額は取得(あるいは工事)費用を持分割合で按分した額となります。